

仙台市発注工事の現場代理人、主任技術者等の兼務等について

I. 現場代理人の兼務等について

1. 次の条件をすべて満たす場合は、2 件までの工事を兼務することができるものとする。ただし、次の (1)、(2)、(3) を満たし、本工事を含め兼務したい工事の請負代金額 (税込) の合計が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 9,000 万円) 未満の場合は、3 件まで兼務が可能とする。
 - (1) 双方の設計図書 (現場説明書等) に兼務可能の条件が付されていること。
 - (2) 本市 (企業局含む) 発注の工事請負契約と、国、県、本市を含む県内市町村発注の工事請負契約であること。
 - (3) 兼務している期間中は、必ずいずれかの現場に従事できること。
 - (4) 請負代金額 (税込) が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 9,000 万円) 未満の工事同士の組み合わせであること。ただし、II. 1. に規定される条件を満たし、他の工事との兼務が認められた主任技術者等 (主任技術者又は監理技術者) と現場代理人の職務を兼ねる場合は、金額の制限なしとする。
2. 現場代理人を兼務させる場合は、発注者 (監督職員) に「現場代理人兼務届出書」を提出すること。

II. 専任を要する主任技術者等の兼務について

1. 請負代金額 (税込) が 4,500 万円 (建築一式工事の場合は 9,000 万円) 以上となる工事に配置する主任技術者等は専任でなければならないが、次の条件をすべて満たす場合は、他の工事を兼務することができるものとする。
 - (1) 双方の設計図書 (現場説明書等) に兼務可能の条件が付されていること。
 - (2) 本市 (企業局含む) 発注の工事請負契約と、国、県、本市を含む県内市町村発注の工事請負契約であること。
 - (3) 兼務する工事の数は、2 件を超えないこと。
 - (4) III. 1. に規定する特例の対象工事のいずれかに該当すること。
2. II. 1. により複数の主任技術者等を兼務させる場合は、発注者 (監督職員) に「主任技術者兼務届出書」又は「監理技術者兼務届出書」を提出すること。

III. 主任技術者等の専任配置の特例について

1. 主任技術者等が、専任を要する工事を兼務できる特例の対象工事は、次のいずれかとする。
 - (1) 専任特例 1 号 (建設業法第 26 条第 3 項第 1 号) を活用した工事
 - (2) 専任特例 2 号 (建設業法第 26 条第 3 項第 2 号) を活用した工事
 - (3) 同一の専任の主任技術者が 2 以上の工事を管理することができる工事 (建設業法施行令第 27 条第 2 項)
 - (4) 同一の建築物又は連続する工作物を対象とする工事

2. III. 1. に規定する(1)の工事と(2)の工事を兼務することはできない。なお、(2)の工事は監理技術者のみを対象とし、(3)の工事は主任技術者のみを対象とする。また、(4)の工事は一の工事との考えとなるため、(4)と(1)～(3)の特例を併用することは可能である。
3. III. 1. (1)の工事とは、以下の要件をすべて満たすものをいう。
 - (1) 各工事の請負代金額（税込）が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - (2) 兼務する工事が維持工事同士以外であること。
※ここでいう維持工事とは、通年維持工事等、本市においては、公共土木施設の維持管理を目的として、当初契約において具体的な施工箇所を明示しないもの（いわゆる管内工事）をいう。
 - (3) 専任指導者制度を用いて落札した工事でないこと。
※ここでいう専任技術者制度とは、主に本市総合評価一般競争入札で発注する工事において、施工実績を得る機会が少ない技術者を育成するため、経験豊富な現場代理人と経験の浅い配置技術者を各々配置し、配置予定技術者に求める施工実績等に現場代理人（専任指導者）の実績を適用できる制度をいう。
 - (4) 兼務する工事の施工場所が、仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、大河原町、村田町、柴田町、川崎町のいずれかの行政区域内にあること。
 - (5) 下請次数が3を超えていないこと。
 - (6) 本工事の主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を配置すること。なお、本工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、本工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者とする。また、連絡員は各工事に配置する必要はあるが、本工事への専任や常駐は求めない。（同一の連絡員が複数の工事の連絡員を兼務することは可能）
 - (7) 本工事の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとする。（CCUS 又は CCUS と API 連携したシステム等）
 - (8) 受注者は、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置いていること。なお、当該計画書は、5年間（住宅新築の場合10年間）、本工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。また、当該計画書については、監督職員による施工体制の点検時に併せて確認を受けること。
 - ① 受注者の名称及び所在地
 - ② 主任技術者等の氏名
 - ③ 主任技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項 の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績
 - ④ 各工事に係る次の事項

(i) 本工事の名称及び工事現場の所在地

(ii) 本工事の内容

建設業法別表 1 の工事の種類		
土木一式工事	建築一式工事	大工工事
左官工事	とび・土工・コンクリート工事	石工事
屋根工事	電気工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	鋼構造物工事	鉄筋工事
舗装工事	しゅんせつ工事	板金工事
ガラス工事	塗装工事	防水工事
内装仕上工事	機械器具設置工事	熱絶縁工事
電気通信工事	造園工事	さく井工事
建具工事	水道施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	解体工事	

(iii) 本工事の請負代金額

(iv) 工事現場間の移動時間

(v) 下請次数

(vi) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験

(実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載)

(vii) 施工体制を把握するための情報通信技術

(viii) 現場状況を把握するための情報通信機器

(9) 主任技術者等が、本工事現場以外の場所から本工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。(一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システム)

(10) 「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者等が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、(2)～(9)の要件を満たしていること。

4. III. 1. (2)の工事とは、以下の要件をすべて満たすものをいう。

(1) 各工事の予定価格（税込）の額が、5 億円未満の工事であること。

(2) 各工事が共同企業体として契約する工事でないこと。

(3) 兼務する工事が維持工事同士以外であること。

(4) 専任指導者制度を用いて落札した工事でないこと。

(5) 兼務する工事の施工場所が、仙台市、塩釜市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、大河原町、村田町、柴田町、川崎町のいずれかの行政区域内にあること。

(6) 監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。なお、監理技術者補佐は、次の条件をすべて満たす者とする。

- ① 一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ② 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ③ 工事の継続性及び品質等の確保を図るため、関係法令を満足した上で、次のいずれかの従事経験を有する者であること。

(i) 本工事と同種の工事区分の別途工事（国又は地方公共団体等が発注したものに限る。）において、現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は担当技術者として工期の過半以上に従事した経験を有し、当該従事期間の初日時点において、工事区分毎に下表の技術検定に合格をしていた者であること。

工事区分	適用する技術検定
土木工事	土木施工管理技士、造園施工管理技士、管工事施工管理技士、建設機械施工技士（令和 3 年 4 月 1 日以降、建設機械施工管理技士という。）
建築工事	建築施工管理技士
電気工事	電気工事施工管理技士、電気通信工事施工管理技士
機械工事	管工事施工管理技士

(ii) 次の期間にわたって、本工事現場に継続的に従事している者であること。ただし、残工期がその期間を下回る場合は、求める従事期間は残工期を上限とする。

- ・ 残工期が全体工期の 1/2 以上の場合・・・1 ヶ月
- ・ 残工期が全体工期の 1/2 未満の場合・・・2 週間

(7) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(8) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(9) 監理技術者補佐が担う業務について、施工計画書等で明らかにすること。

5. III. 1. (3)の工事とは、以下の要件をすべて満たすものをいう。

(1) 工事毎の下請金額（税込）の合計が、5,000 万円未満（建築一式工事の場合は 8,000 万円未満）であること。

(2) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事同士であること。

※なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当な部分を同一の下請業者で施工する場合が含まれる。

(3) 工事現場の相互の間隔が 10.0 km 未満であること。

6. Ⅲ. 1. (4)の工事とは、以下の要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること。
- (2) すべての発注者（監督職員）から、同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ること。
- (3) 兼務する工事が維持工事同士以外であること。
- (4) 専任指導者制度を用いて落札した工事でないこと。
- (5) 主任技術者等の配置については、同一工事として取り扱う複数の工事に係る下請金額（税込）の合計にて判断するものとする。（5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる工事の場合は監理技術者を配置）
- (6) 主任技術者等の専任については、同一工事として取り扱う複数の工事に係る請負代金額（税込）の合計にて判断するものとする。（4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる工事の場合は専任配置）

IV. 営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼ねる場合について

営業所技術者等は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているが、次の条件をすべて満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。

- (1) 専任特例を活用する工事ではないこと。
- (2) 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された工事であること。
- (3) 専任指導者制度を用いて落札した工事でないこと。
- (4) 営業所技術者等が受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (5) V. 1. にて分類した工事において、それぞれに定められた要件をすべて満たすこと。

V. 営業所技術者等が主任技術者等の職務を兼ねる場合の要件について

1. 次の各工事について、それぞれの工事に定められた要件は以下のとおりとする。なお、(1)～(3)を併用はできない。
 - (1) 主任技術者等の専任を要する工事（建設業法26条の5の特例）
 - (2) 主任技術者等の専任を要しない工事（営業所と工事現場が近接している場合）
 - (3) 主任技術者等の専任を要しない工事（(2)の場合以外）
2. V. 1. (1)の工事の要件は、以下のとおりとする。
 - (1) 職務を兼ねる工事の数が、1件であること。
 - (2) Ⅲ. 3. (1)及び(4)～(9)の要件を満たしていること。なお、Ⅲ. 3. (4)について、「兼務する工事の施工場所」とあるのは、「営業所の場所」と読み替え、Ⅲ. 3. (8)④(iv)について、「工事現場間」とあるのは、「営業所と工事現場」と読み替える。また、Ⅲ. 3. (8)②については、所属する営業所の名称を加え、Ⅲ. 3. (8)④(i)については、本工事に係る契約を締結した営

業所の名称を加える。

3. V. 1. (2)の工事の要件は、以下のとおりとする。

(1) 主任技術者等の職務に従事しながら実質的に営業所の職務も従事する程度に工事現場と営業所が近接していること。

(2) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

4. V. 1. (3)の工事の要件は、以下のとおりとする。

V. 2. の要件をすべて満たすこと。

VI. その他

本市において別に定めのある場合を除き、Ⅱ. ～Ⅴ. に定めのない事項については国土交通省の定める「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。

○参考資料

分類	主任技術者又は監理技術者の工事現場における専任配置の特例等			
	①	②	③	④
対象工事	専任特例1号（建設業法第26条第3項第1号）を活用した工事	専任特例2号（建設業法第26条第3項第2号）を活用した工事	同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理することができる工事（建設業法施行令第27条第2項）	同一の建築物又は連続する工作物を対象とする工事
併用○	④、専任を要しない工事	④	④、専任を要しない工事	①、②、③
併用×	②、③	①、③	①、②	
対象技術者	主任技術者、監理技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者、監理技術者
共通事項	(1) 双方の設計図書（現場説明書等）に兼務可能な条件が付されていること			
	(2) 本市（企業局含む）発注の工事請負契約と、国、県、本市を含む県内市町村発注の工事請負契約であること			
	(3) 兼務する建設工事の数は2件を超えないこと（④留意事項参照）			
主任技術者等を兼務するための要件	1) 各工事の請負代金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円）	1) 各工事の予定価格の額が5億円未満	1) 各工事の下請金額の合計が5,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円）	1) 工期の重複する複数の工事であって、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物
	2) 兼務する工事が維持工事同士以外	2) 各工事が共同企業体として契約する工事以外	2) 一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事同士	2) すべての発注者から、書面による承諾
	3) 専任指導者制度を用いて落札した工事以外	3) 兼務する工事が維持工事同士以外	3) 工事現場の相互の間隔が10.0km未満	3) 兼務する工事が維持工事同士以外
	4) 兼務する工事の施工場所が、近隣の行政区域内	4) 専任指導者制度を用いて落札した工事以外		4) 専任指導者制度を用いて落札した工事以外
	5) 下請次数が3を超えていない	5) 兼務する工事の施工場所が、近隣の行政区域内		5) 技術者配置について複数の工事に係る下請金額（税込）の合計にて判断
	6) 各工事に連絡員を配置	6) 各工事に監理技術者補佐を専任配置		6) 技術者専任について複数の工事に係る請負代金額（税込）の合計にて判断
	7) 入退場確認可能な情報通信技術による施工体制の確認	7) 監理技術者の主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会		
	8) 人員配置計画書の作成及び備置	8) 監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制		
	9) 情報通信技術による現場状況の確認	9) 監理技術者補佐の業務を施工計画書に明記		
留意事項	専任を要しない現場と兼務する場合も、全ての現場が①②～⑨の対象	監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。	主任技術者に関する特例であり、監理技術者については適用されない。	複数の請負契約に係る工事を、1件の工事として取り扱う。

分類	営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねる場合の特例等		
	①	②	③
対象工事	主任技術者等の専任を要する工事（建設業法26条の5の特例）	主任技術者等の専任を要しない工事（営業所と工事現場が近接している場合）	主任技術者等の専任を要しない工事（②の場合以外）
併用×	①～③の併用はできない。		
共通事項	(1) 専任特例を活用する工事ではないこと		
	(2) 営業所技術者等が置かれている営業所において、請負契約が締結された建設工事であること		
	(3) 専任指導者制度を用いて落札した工事でないこと		
	(4) 営業所技術者等が入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること		
職務を兼ねることができる要件	1) 職務を兼ねる工事の数が1件	1) 工事現場と営業所が近接していること	1) ①の要件をすべて満たすこと
	2) 各工事の請負代金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円）	2) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること	
	3) 営業所の場所が、近隣の行政区域内		
	4) 下請次数が3を超えていない		
	5) 各工事に連絡員を配置		
	6) 入退場確認可能な情報通信技術による施工体制の確認		
	7) 人員配置計画書の作成及び備置		
	8) 情報通信技術による現場状況の確認		